所定疾患療養費とは

介護老人保健施設では、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、施設において投薬等を行った場合に所定疾患施設療養費として評価されることとなります。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定条件

1.対象となる入所者は次の通りです。
　・肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪
2.治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後の実施状況をについて、前年度当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

肺炎	胸部 X-P、血液検査、尿検査、血中濃度の測定など診察結果を基に抗生剤(内服)、酸素吸入、水分補給(経口)など診察結果を基に適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤(内服)、酸素吸入、水分補給(経口)など適宜必要な治療を行う。
帯状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤(内服など)適宜必要な治療を行う。
慢性心不全の増悪	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服など適宜必要な治療を行う

令和７年度　所定疾患施設療養費算定状況（ 令和７年 4月1日～ 令和８年 3月31日）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	日数	0	0	0	7	8	0	0	0	0	0	0	0	15
尿路感染症	人数	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	日数	0	7	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	11
蜂窩織炎	人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
慢性心不全の憎悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0